

令和4年度「喫煙に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

Q3の「喫煙に関するルールについて、知っていることをお答えください」という質問に対し、喫煙時の配慮義務（「全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮する義務がある」）や20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止（「20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている」）については、認知度が低かったことから、特に子どもを受動喫煙から守るという観点から受動喫煙防止に関する周知啓発を継続して行っています。

Q5「横浜市の情報発信について不足すると感じている内容を教えてください」に対する回答は、「喫煙に関するマナー・ルール」がおおよそ7割で選択肢の中で最も多く、その情報を入手したツールについてのQ4では「各種メディア（新聞・テレビ・ネットニュース）」に続いて「横浜市の広報媒体」から入手している割合が高いという結果でした。そのため、喫煙マナー・ルールに関して発信する内容・時期・ツールを見直すとともに、引続き区役所など関係部署と連携しながら、より多くの方に届く方法を検討していきます。

2 アンケートを実施した感想

Q7やQ8の飲食店の受動喫煙対策に関する質問で、法令で義務化されている、お店の出入口の喫煙に関する標識について、お店選びの参考にしていると回答した方（「いつも参考にしている」または「たまに参考にしている」と回答した方）が6割を超えていたことから、標識掲示の重要性を改めて認識しました。

また、Q2「受動喫煙の機会はありましたか」に対する回答で、「路上喫煙」がおおよそ5割となり、屋外での喫煙時の配慮に関する取組の強化が必要であることが分かりました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

このたびは、「喫煙に関するアンケート」に関するご協力いただきありがとうございました。設問への回答のほか、Q16「横浜市の喫煙対策に関する取組」に対する自由意見でも非常に多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に今後も喫煙ルールの周知徹底、マナー向上に取り組んでいきます。

また、本市では、受動喫煙により健康への影響が大きい、子どもを守る取組を進めています。受動喫煙防止への配慮について「子どものそばで吸わないで」や「吸わない人には吸わせない配慮を」などの、具体的なメッセージを記載したポスターや看板を作り、公園などで啓発しています。引き続き、本市の受動喫煙防止に関する取組について、ご理解とご協力をお願いします。

担当：健康福祉局健康推進課

ヨコハマ e アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。